

掛川市規則第10号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに制定する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 掛川市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成17年掛川市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

(掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成17年掛川市規則第29号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「60日以内」を「3月以内」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に改める。

様式第9号中「60日以内」を「3月以内」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(掛川市財産管理規則の一部改正)

第3条 掛川市財産管理規則(平成17年掛川市規則第35号)の一部を次のように改正する。

様式第12号(表面)中「60日以内」を「3月以内」に、「異議の申立て」を「審査請求」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「その申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

(掛川市浄化槽法施行細則の一部改正)

第4条 掛川市浄化槽法施行細則(平成17年掛川市規則第60号)の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第7号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(掛川市污水处理施設条例施行規則の一部改正)

第5条 掛川市污水处理施設条例施行規則(平成17年掛川市規則第62号)の一部を次のように改正する。

様式第9号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(掛川市公共下水道条例施行規則の一部改正)

第6条 掛川市公共下水道条例施行規則(平成17年掛川市規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第14号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則の一部改正)

第7条 掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則（平成17年掛川市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第4号、様式第6号、様式第8号及び様式第10号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（掛川市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正）

第8条 掛川市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成17年掛川市規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第10号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正）

第9条 掛川市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（平成17年掛川市規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第5号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議の申立て」を「審査請求」に改める。

様式第7号、様式第8号及び様式第10号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（掛川市戸別浄化槽条例施行規則の一部改正）

第10条 掛川市戸別浄化槽条例施行規則（平成17年掛川市規則第67号）の一部を次のように改正する。

様式第9号、様式第10号、様式第18号及び様式第20号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部改正）

第11条 掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年掛川市規則第88号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに係る決定」を「審査請求に対する裁決」に、「6か月以内」を「6月以内」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「3か月」を「3月」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定を」を「裁決を」に改める。

（掛川市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 掛川市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第115号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第116号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(掛川市良好な生活環境の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第14条 掛川市良好な生活環境の確保に関する条例施行規則（平成17年掛川市規則第145号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

(掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正)

第15条 掛川市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年掛川市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」を「審査請求書」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

第18条中「異議申立書」を「審査請求書」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改める。

(掛川市景観条例施行規則の一部改正)

第16条 掛川市景観条例施行規則（平成22年掛川市規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第8号、様式第10号及び様式第15号から様式第17号までの規定中「60日以内」を「3月以内」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「当該異議申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

(掛川市情報公開条例施行規則の一部改正)

第17条 掛川市情報公開条例施行規則（平成23年掛川市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「不服申立て」を「意見書の提出」に改める。

様式第3号中「不服申立て」を「意見書の提出」に、「60日以内」を「3月以内」に、「実施機関（掛川市長）」を「掛川市長」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

様式第4号中「60日以内」を「3月以内」に、「実施機関（掛川市長）」を「掛川市長」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

様式第9号中「不服申立て」を「審査請求」に、

「  
不服申立ての内容  
」を「  
審査請求の内容  
」に改める。

(掛川市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第18条 掛川市個人情報保護条例施行規則(平成24年掛川市規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「不服申立て」を「意見書の提出」に改める。

様式第4号中「不服申立て」を「意見書の提出」に「60日以内」を「3月以内」に、「実施機関(掛川市長)」を「掛川市長」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

様式第5号、様式第12号及び様式第17号中「60日以内」を「3月以内」に、「実施機関(掛川市長)」を「掛川市長」に、「異議申立て(審査請求)」を「審査請求」に、「当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)」を「当該審査請求に対する裁決」に改める。

様式第20号中「不服申立て」を「審査請求」に、

「  
不服申立ての内容  
」を「  
審査請求の内容  
」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。